

議会におけるモバイル端末の整備について

1. 経緯

現在、議員用にパソコンとタブレットの2つの端末が併用して貸与されていますが、タブレットのサポート期間が令和9年夏頃までと予想されていることから、議会改革推進会議役員会において、タブレットの更新の有無も含め、今後のモバイル端末の整備について協議を行いました。(期間：令和8年2月～6月)

2. 協議の結果について

協議の結果、タブレットのサポート期間終了後は、現在、貸与されている一人一台パソコンを議事堂から持ち出すことができるよう行政WANから切り離し、「議会独自のパソコン」として引き続き使用していくことになりました。

したがって、議会から貸与されるモバイル端末は、議会独自のパソコンで一本化することになります。

3. 今後の予定等

来年度、現在のパソコンを行政WANから切り離す時期、設定に必要な内容、付随する経費等については、デジタル推進局と連携しながら事務局において十分精査のうえ、改めて事務局から報告の予定です。

なお、本会議や委員会等においてパソコンを使用するに当たっては、「電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう十分配慮すること。」との申合せ事項の徹底を改めてお願いします。